

入学申請書

申込日

年 月 日

《個人名》

フリガナ		生年月日	
氏名		年 月 日 才	
		性別	男 ・ 女
住所			
電話番号			
メールアドレス			

《受講コース》

二等		一等	
<input type="checkbox"/> 初学者（基本）	<input type="checkbox"/> 経験者（基本） 民間技能証明を所有の方	<input type="checkbox"/> 初学者（基本）	<input type="checkbox"/> 経験者（基本） 二等技能証明を所有の方
<input type="checkbox"/> 昼間の限定変更	<input type="checkbox"/> 目視内の限定変更	<input type="checkbox"/> 昼間の限定変更	<input type="checkbox"/> 目視内の限定変更

※希望するコースに記入していただき、限定変更を希望される方は限定変更の欄にも記入願います。
経験者コースを希望される方は、所有の技能証明を確認させていただきます。

《請求先》

請求先 2・3を選択の方は ご記入ください。	1. 個人	2. 所属先	3. その他（	）
	名称		部署	
	住所			
	電話番号			

《身体適正》

視力	視力が両眼で0.7以上、かつ、一眼でそれぞれ0.3以上であること、または一眼の視力が0.3に満たない者若しくは一眼が見えない者については、他眼の視野が左右150度以上で、視力が0.7以上であること。（眼鏡等あり）
色覚	赤色、青色及び黄色の識別ができること。
聴力	後方2メートルの距離から発せられた通常の強さの会話の音声が正しく聞き取れること。（補聴器等あり）
一般	1. 施行規則第236条の62第4項第1号または第2号にあげる身体の障害が無いこと。 2. 1. に定めるもののほか、無人航空機の安全な飛行に必要な認知または操作のいずれかに係る能力を欠くこととなる四肢又は体幹の障害があるが、法第132条の44の規定による条件を付すことにより、無人航空機の安全な飛行に支障を及ぼす恐れがないと認められること。

※障害等ある方は、必ずお申し出ください。

お申し込み先：日本海ドローンスクール	申請書は、FAXまたはメールにてお願いします。
(本社) 〒015-0012 秋田県由利本荘市石脇字田尻3番地128	※受付欄
TEL:0184-24-0811 FAX:0184-74-3120	令和 年 月 日
MAIL:info@nihonkai-droneschool.com	係員印

《受講資格》

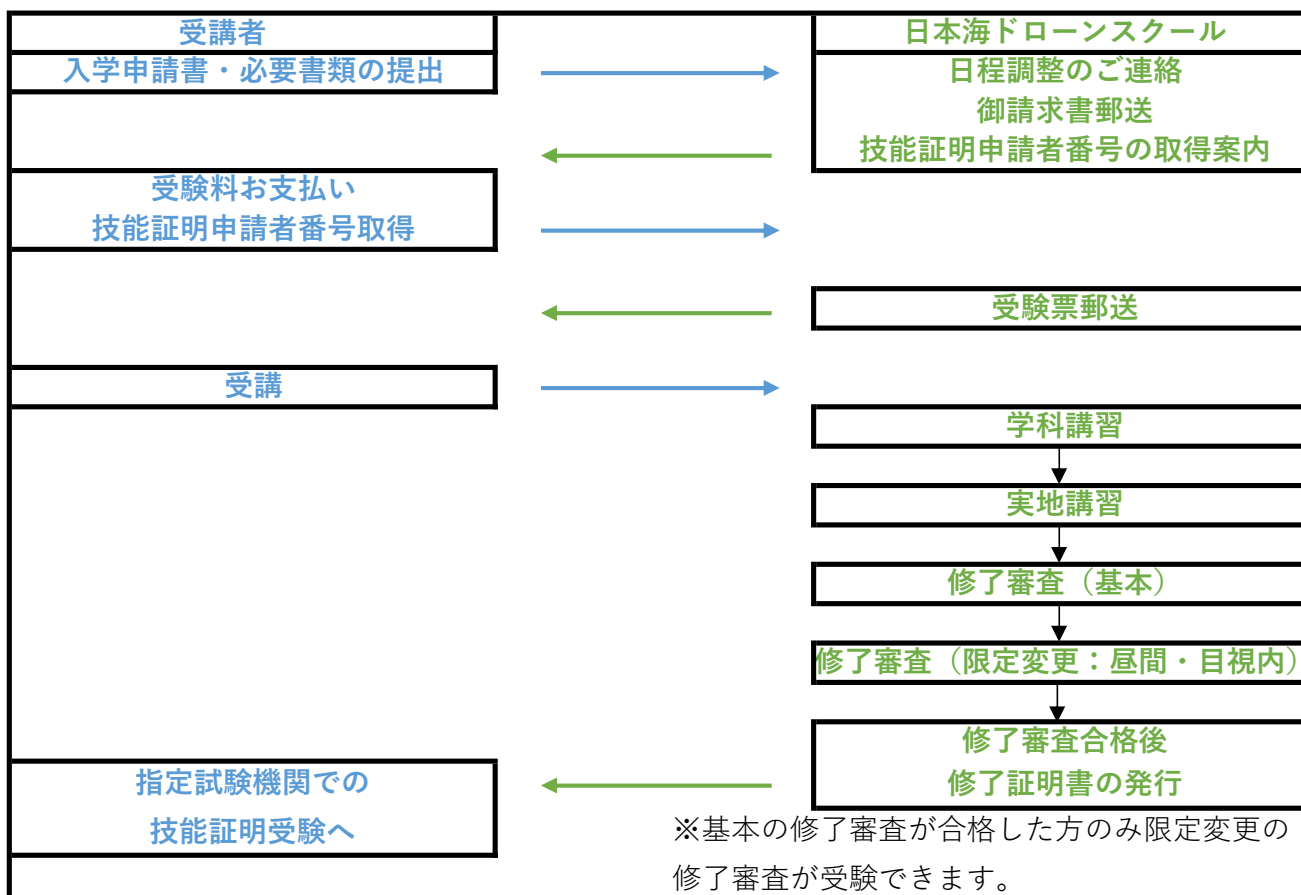
- ① 満16歳以上であること。
 - ② 入学申請書にある身体適正に適合すること。
 - ③ 法132条の45第2項及び第3項の欠落事由に該当しないこと。
 - ④ 登録申請システムによる「技能証明申請者番号」を取得していること。
- ※ 技能証明申請者番号の取得手続操作マニュアルは、入学申請書提出後お送りいたします。

《必要書類》

※ご準備いただく書類は下記の通りとなります。下記の書類は、入学申請書に記載されている、日本海ドローンスクール宛に郵送してください。

- ① **本籍の記載のある**住民票の写し（6か月以内に作成したものに限り。）コピー不可。
- ② 身体検査合格証、航空身体検査証明書、既得の技能証明書（写）、運転免許証（写）のいずれか一つ。
- ③ 写真（縦30mm×横24mm）の裏面に氏名及び生年月日を記入したもの。
- ④ 経験者コースを選択した者は、技能証明書の写し。

《講習修了まで》



《連絡事項》

- ・ 講習日は受講者数によっては、日程調整をいただく場合がございます。
 - ・ 修了審査が不合格の場合、再修了審査・補講は別途料金が必要になります。
 - ・ また、修了審査の人数によっては、後日に修了審査を行う場合があります。
- その場合は事前に連絡いたします。
- ・ 修了証明書を取得後1年間、指定試験機関で無人航空機技能証明試験の実地試験が免除になります。（学科試験免除になりません）